

資格区分は必ずご記入ください。

加入される方のお名前のみ
ご記入ください。

- 3 -

加入者を含む全員の健康保険加入状況をご記入ください。

⑦ 世帯加入状況報告書

住民票に記載されている組合員本人を含む全員の健康保険加入状況を記入してください。

※同一世帯で市町村国保加入者がいる場合は、国民健康保険法第 19 条に基づき、その家族も包括して加入する必要があります。

※新規加入者の方は、当国保組合加入直前の健康保険を記入してください。

氏名・性別	生年月日	現在加入の健康保険(○を付けてください)				職業	勤務先名称
健康 まもる 男 女	S H R 60・1・1	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保 その他 ()	会社員	株式会社〇〇
健康 花子 男 女	S H R 61・4・1	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保 その他 (共済組合)	公務員	〇〇小学校
男 女	S H R . .	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保 その他 ()		
男 女	S H R . .	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保 その他 ()		
男 女	S H R . .	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保 その他 ()		
男 女	S H R . .	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保 その他 ()		

誓 約 事 項

関東信越税理士国民健康保険組合加入につき、次のとおり誓約します。

- 1、関東信越税理士国民健康保険組規約（以下、規約という）第 20 条に基づき保険料を賦課期日の翌月 1 日までに納付します。
- 2、規約第 8 条の 2 の規定に該当した場合、速やかに届出します。
- 3、上記 1 の納付がなく、組合から保険料督促状が届いた場合、規約第 22 条に基づき督促状 1 通につき 1,000 円を組合に支払います。
- 4、督促状に記載された納付期限を過ぎて保険料を納付した場合、規約第 23 条により計算された延滞金を組合に支払います。
- 5、保険料滞納が理由もなく 6 箇月を経過した場合等、規約第 11 条に基づき除名されても異議申立てしません。
- 6、被保険者の喪失に伴い、規約第 10 条に基づき資格確認書（交付者のみ）を 14 日以内に返却します。

以 上

～申請の際の注意事項と添付書類について～

■注意事項

共通

- ・ 個人番号（マイナンバー）は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要となります。
- ・ 新規加入者、又は現在加入されている方以外の個人番号（マイナンバー）については、手続き後適正な方法で削除します。
- ・ 異動の際は14日以内に届け出てください。
- ・ 加入者は組合員世帯ごとに申請書を提出してください。
- ・ 健康保険、又は共済組合を脱退し当国保組合に加入する場合は健康保険又は共済組合の資格喪失年月日を確認してください。

組合員

- ・ 被保険者記号番号の記入は不要です。
- ・ 所属税理士＝勤務税理士となります。（税理士法人の場合、代表社員以外の社員税理士についても「勤務税理士」となります。）
- ・ 税理士事務所、又は税理士法人から給与等が発生している方が「職員」となり得ます。

家族

- ・ 新規加入するには組合員と住民票上、同一世帯に属している必要があります。
- ・ 組合員の被保険者記号番号を記入してください。

■添付書類について

- ・ 「世帯全員の住民票」と証明のある住民票原本（発行から3ヶ月以内のもの）
- ・ 本人確認書類（以下参照）

●事業主が加入する場合（身元確認書類と番号確認書類が必要）

(1)		(2)		
・ 個人番号カード両面の写し 1 通 (番号確認と身元確認の両方が可能)	又は	<table><tr><td>①番号確認 ・ 通知カードの写し 1 通</td><td>②身元確認書類 ・ 運転免許証の写し ・ パスポートの写し ・ 戸籍謄本の写し+ 年金手帳の写し 上記 3 点のうちいずれか 1 通</td></tr></table>	①番号確認 ・ 通知カードの写し 1 通	②身元確認書類 ・ 運転免許証の写し ・ パスポートの写し ・ 戸籍謄本の写し+ 年金手帳の写し 上記 3 点のうちいずれか 1 通
①番号確認 ・ 通知カードの写し 1 通	②身元確認書類 ・ 運転免許証の写し ・ パスポートの写し ・ 戸籍謄本の写し+ 年金手帳の写し 上記 3 点のうちいずれか 1 通			

●事業主以外の組合員、及びその家族が加入する場合（番号確認書類が必要）

(1)	又は	(2)
・ 個人番号カード裏面の写し1通		・ 通知カードの写し1通

※税理士法人事業所の社員税理士・従業員及び、常時勤務する従業員が5人以上いる個人事務所の従業員については、健康保険法第3条1項第8号に基づき、加えて健康保険被保険者適用除外承認申請書の提出が必要となります。